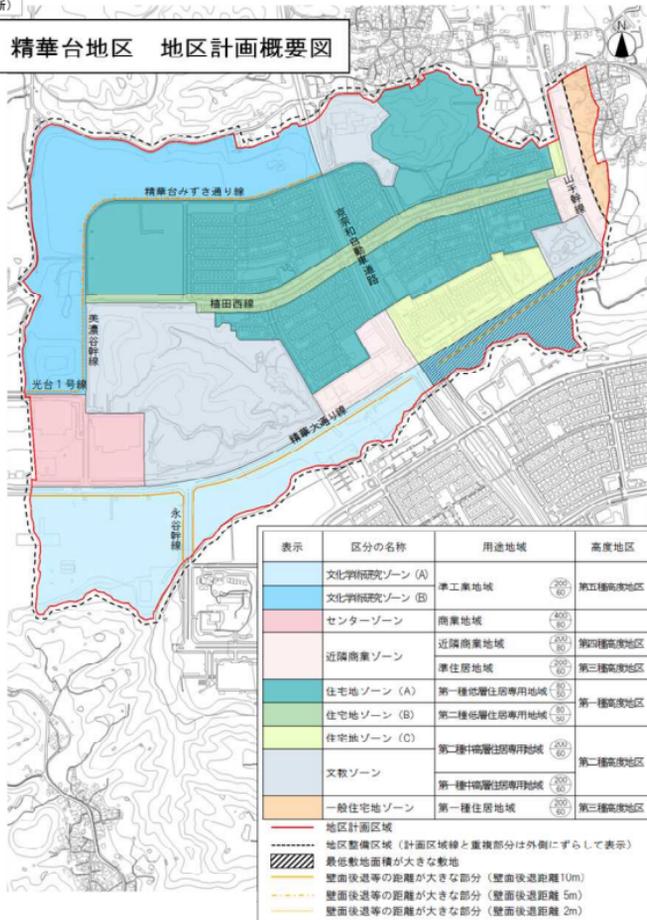


精華台地区地区計画（原案） 新旧対照表

| | | (新) | (旧) |
|-----------------|-----------|--|---|
| | 名称 | 精華台地区地区計画 | 精華台地区地区計画 |
| | 位置 | 精華町精華台全域、大字植田小字上山、新田、深谷、長利ヶ谷、大字南福八妻小字蔭山、水落、尻谷、堂所の各一部 | 京都府相楽郡精華町精華台全域、大字植田小字上山、新田、深谷、長利ヶ谷の各一部 |
| | 面積 | 約170.7ha | 約162.6ha |
| | 地区計画の目標 | <p>本地区は、関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画に基づく精華・西木津地区において、人間性豊かで快適な町づくりを目指して実施された、精華台土地区画整理事業の区域を中核としている。</p> <p>このため、本地区計画は、土地区画整理事業区域内における事業の効果を維持・増進させ、周辺市街地との調和を図りつつ、関西文化学術研究都市の中心的役割を果たす文化学術研究施設、交流施設及び住居施設を備えた都市づくりを推進するとともに、関西文化学術研究都市としての特性である文化学術研究施設等と連携した「環境共生住宅」の立地誘導など、自然・人にやさしい都市環境の実現をめざすものである。</p> | <p>本地区は、関西文化学術研究都市建設計画に基づく精華・西木津地区において、人間性豊かで快適な町づくりを目指して実施された、精華台土地区画整理事業の区域を中核としている。</p> <p>このため、本地区計画は、土地区画整理事業区域内における事業の効果を維持・増進させ、周辺市街地との調和を図りつつ、関西文化学術研究都市の中心的役割を果たす文化学術研究施設、交流施設及び住居施設を備えた都市づくりを推進するとともに、関西文化学術研究都市としての特性である文化学術研究施設等と連携した「環境共生住宅」の立地誘導など、自然・人にやさしい都市環境の実現をめざすものである。</p> |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 土地利用の方針 | <p>本地区の土地利用は、周辺の自然と調和した景観形成を目指す学研記念公園を中心とし、地区の南側中央部に本都市のシンボルとなる都市計画道路精華大通り線を配置し、これを骨格として文化学術研究ゾーン、センターゾーン、近隣商業ゾーン、住宅地ゾーン、文教ゾーンを配置する。又、山手幹線東側においては、既存住宅地との環境の調和を図る区域として、一般住宅地ゾーンを配置する。</p> <p>1.文化学術研究ゾーン 関西文化学術研究都市の中心地区に相応しい創造的、先端的な文化学術研究施設、研究開発型産業施設及び研究活動を支援する施設等の集積を図る。光台1号線、美濃谷幹線、精華台みずき通り線等に面する区域並びに京奈和自動車道路の東側で都市計画道路精華大通り線の南側の区域においては、中小規模の施設の集積を図る。 敷地内は、外周部を中心にオープンスペースと十分な緑地帯の確保を図る。</p> <p>2.センターゾーン 関西文化学術研究都市の中心地区として文化学術研究交流施設、都市的サービス施設等の集積を図り、都市的賑わいのあるセンター地区を形成する。又、敷地内のオープンスペースと幹線道路の歩道等のデザインの一歩を進める。</p> <p>3.近隣商業ゾーン 地区住民の利便とコミュニティ機能を持つ賑わいのある近隣センターを整備する。又、山手幹線沿道東側地域においては、沿道サービス等の土地利用の誘導を図るとともに、既存住宅地との環境調和を図るため、造成法面や敷地の緑化等を図る。</p> <p>4.住宅地ゾーン 主として関西文化学術研究都市に相応しい良好な住環境の形成を図る。</p> <p>5.文教ゾーン 地域住民の教育福祉環境の向上を図るため、公園、小学校等を計画的に整備する。</p> <p>6.一般住宅地ゾーン 既存住宅地と調和した住環境の形成を図るとともに、住環境の保全のため造成法面や敷地の緑化等を図る。</p> | <p>本地区の土地利用は、周辺の自然と調和した景観形成を目指す学研記念公園を中心とし、地区の南側中央部に本都市のシンボルとなる都市計画道路精華大通り線を配置し、これを骨格として文化学術研究ゾーン、センターゾーン、近隣商業ゾーン、住宅地ゾーン、文教ゾーンを配置する。又、山手幹線東側においては、既存住宅地との環境の調和を図る区域として、一般住宅地ゾーンを配置する。</p> <p>1.文化学術研究ゾーン 関西文化学術研究都市の中心地区に相応しい創造的、先端的な文化学術研究施設、研究開発型産業施設及び研究活動を支援する施設等の集積を図る。光台1号線、美濃谷幹線、精華台みずき通り線等に面する区域並びに京奈和自動車道路の東側で都市計画道路精華大通り線の南側の区域においては、中小規模の施設の集積を図る。 敷地内は、外周部を中心にオープンスペースと十分な緑地帯の確保を図る。</p> <p>2.センターゾーン 関西文化学術研究都市の中心地区として文化学術研究交流施設、都市的サービス施設等の集積を図り、都市的賑わいのあるセンター地区を形成する。又、敷地内のオープンスペースと幹線道路の歩道等のデザインの一歩を進める。</p> <p>3.近隣商業ゾーン 地区住民の利便とコミュニティ機能を持つ賑わいのある近隣センターを整備する。又、山手幹線沿道東側地域においては、沿道サービス等の土地利用の誘導を図るとともに、既存住宅地との環境調和を図るため、造成法面や敷地の緑化等を図る。</p> <p>4.住宅地ゾーン 主として関西文化学術研究都市に相応しい良好な住環境の形成を図る。</p> <p>5.文教ゾーン 地域住民の教育福祉環境の向上を図るため、公園、小学校等を計画的に整備する。</p> <p>6.一般住宅地ゾーン 既存住宅地と調和した住環境の形成を図るとともに、住環境の保全のため造成法面や敷地の緑化等を図る。</p> |
| | 地区整備の整備方針 | <p>道路は、幹線道路網を中心に歩行者専用道路を含む区画道路等によりネットワーク形成を図る。 公園緑地は、都市計画公園である学研記念公園を中心に適宜配置する。</p> | <p>道路は、幹線道路網を中心に歩行者専用道路を含む区画道路等によりネットワーク形成を図る。 公園緑地は、都市計画公園である学研記念公園を中心に適宜配置する。</p> |
| | 建築物等の整備方針 | <p>建築物の屋根、外壁その他戸外から望見される部分及び屋外広告物は美観、風致等を良好に保ち、周辺の山並み、緑と調和するような形態、色彩又は装飾を配慮するものとする。</p> <p>1.文化学術研究ゾーン ・景観の阻害とならないよう、建築設備、屋外広告物等に充分配慮した沿線景観を形成するよう建築物の規制、誘導を図る。 ・各々の施設の特長を表現する個性豊かなデザインが発揮されるよう誘導する。 ・光台1号線、美濃谷幹線等に面する区域では、街区など一定規模の区域ごとに、一体的な沿線景観を形成するよう、区域内の各々の建築物のデザイン等を誘導する。</p> <p>2.センターゾーン ・道路等からの壁面後退を定め、敷地内のオープンスペースと幹線道路の歩道等のデザインの一歩を進めることにより、公共空間である道路等と私的空間である建築物の敷地が有機的に調和する、緑豊かで開放的な沿線景観の形成を図る。</p> <p>3.近隣商業ゾーン ・敷地内のオープンスペースと幹線道路の歩道等のデザインの一歩を進めることにより、公共空間である道路等と私的空間である建築物の敷地が有機的に調和する、開放的な沿線景観の形成を図る。又、地区全体の景観形成との調和を図りつつ、ゾーン全体としてシンボリックで親しみやすい都市の景観形成を図るため、常時人々の交流の場となる開放的な建築空間を図ると共に、美しい立面を持つ建築デザインを誘導する。</p> <p>4.住宅地ゾーン ・周辺の住宅環境に配慮するとともに、地区全体の景観形成との調和を図る。 ・緑豊かな高水準な景観形成のため、壁面線の後退、生垣等による敷地内緑化及び景観阻害とならないよう、建築設備、屋外広告物等を充分考慮した整備を進める。 ・精華大通り線及び山手幹線沿線の住宅地においては、沿線環境に変化を与える建物高さ、壁面形状を持つ建築物の整備を進める。 ・学研記念公園の北側の住宅地においては、環境に配慮した建築物の誘導を図る。</p> <p>5.文教ゾーン ・隣地及び周辺との景観形成を図ると共に、周辺の住宅環境に配慮した建築物の整備を進める。</p> <p>6.一般住宅地ゾーン ・既存住宅地の住宅環境に配慮した住宅地の形成を図る。</p> | <p>建築物の屋根、外壁その他戸外から望見される部分及び屋外広告物は美観、風致等を良好に保ち、周辺の山並み、緑と調和するような形態、色彩又は装飾を配慮するものとする。</p> <p>1.文化学術研究ゾーン ・景観の阻害とならないよう、建築設備、屋外広告物等に充分配慮した沿線景観を形成するよう建築物の規制、誘導を図る。 ・各々の施設の特長を表現する個性豊かなデザインが発揮されるよう誘導する。 ・光台1号線、美濃谷幹線等に面する区域では、街区など一定規模の区域ごとに、一体的な沿線景観を形成するよう、区域内の各々の建築物のデザイン等を誘導する。</p> <p>2.センターゾーン ・道路等からの壁面後退を定め、敷地内のオープンスペースと幹線道路の歩道等のデザインの一歩を進めることにより、公共空間である道路等と私的空間である建築物の敷地が有機的に調和する、緑豊かで開放的な沿線景観の形成を図る。</p> <p>3.近隣商業ゾーン ・敷地内のオープンスペースと幹線道路の歩道等のデザインの一歩を進めることにより、公共空間である道路等と私的空間である建築物の敷地が有機的に調和する、開放的な沿線景観の形成を図る。又、地区全体の景観形成との調和を図りつつ、ゾーン全体としてシンボリックで親しみやすい都市の景観形成を図るため、常時人々の交流の場となる開放的な建築空間を図ると共に、美しい立面を持つ建築デザインを誘導する。</p> <p>4.住宅地ゾーン ・周辺の住宅環境に配慮するとともに、地区全体の景観形成との調和を図る。 ・緑豊かな高水準な景観形成のため、壁面線の後退、生垣等による敷地内緑化及び景観阻害となる建築設備、屋外広告物等を充分考慮した整備を進める。 ・精華大通り線及び山手幹線沿線の住宅地においては、沿線環境に変化を与える建物高さ、壁面形状を持つ建築物の整備を進める。 ・学研記念公園の北側の住宅地においては、環境に配慮した建築物の誘導を図る。</p> <p>5.文教ゾーン ・隣地及び周辺との景観形成を図ると共に、周辺の住宅環境に配慮した建築物の整備を進める。</p> <p>6.一般住宅地ゾーン ・既存住宅地の住宅環境に配慮した住宅地の形成を図る。</p> |

(新)

精華台地区 地区計画概要図



(旧)

計画図

